慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	西ドイツにおける政治学研究の状況 : ハンス・マイヤーの所説を中心として
Sub Title	Hans Maier : Zur Lage der politischen Wissenschaft in Deutschland
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.11 (1964. 11) ,p.79- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19641115-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

西ドイツにおける政治学研究の状況

——ハンス・マイヤーの所説を中心として——

多田真鋤

一

西ドイツの政治学界の動向については、もつと紹介が試みられてよいと思われるのであるが、近年のわが国の政治学界がいずれかといえば、アメリカ政治学界の影響を直接、間接に受容している関係上、あまり頻度が高いとはいえないようである。従来、ドイツの政治学はイエリネック、ケルゼン、ヘラーというように、いわゆる「Allgemeine Staatslehre」の伝統が支配的であり、戦後においてもこの伝統は、例えば Hans Nawiasky, Allgemeine Staatslehre, I Teil. Grundlegung. 1945 II Teil. Staatsgesellschaftslehre. I Band. Volk, Gebiet, Zweck. Organisation. 1952. とか、Walter Eckhardt, Allgemeine Staatslehre. 1953. Hans Adolf Dombois, Strukturelle Staatslehre. 1952. とかの著述に示されるように、継承されており、いわゆる「Political Science」の傾向はあまり顕著であるとはいえない。ドイツの政治学界の状況を課題とした論説や紹介も、筆者の知る範囲では、矢部貞治教授の「ドイツ国家学の展開と帰結——第二次大戦前後のドイツ国家学を中心として——」（南原繁先生古稀記念「政治思想における西欧と日本(上)」収録）とか、小林孝輔教授の「ドイツ国家学の現況と問題点」（日本政治学会編、年報政治学一九六二年度版「政治学の現代的課題」収録）とか、特殊なテーマとしては、猪木正道教授「西ドイツにおける東欧研究」（年報政治学一九五六年度版収録）とか、篠原一教授「戦後におけるワイマール共和国研究」（年報政治学一九五七年度版収録）とかのようにその数は必ずしも多いとはいえない。この際、ハンス・マイヤー（Hans Maier）の「Zur Lage der politischen Wissenschaft in Deutschland」の要旨を紹介してみる試みは、敢て徒労とは思えないのでここに掲載してみようと考える次第である。

この論説は、ミュンヘン現代史研究所発行の機関誌「Vierteljahrs-

hefte für Zeitgeschichte」の一九六二年度第三巻に収録されたものである。この機関誌が、ハンス・ロートフェルス（Hans Rothfels）、テオドール・エッシェンブルク（Theodor Eschenburg）を始め、フランツ・シュナーベル（Franz Schnabel）、ルードビッヒ・デヒオ（Ludwig Dehio）等の西ドイツ歴史学界の錚錚たる近代史学者によつて編集せられ、歴史学の範囲にとどまらず、広くその隣接社会諸科学に裨益してきたことはここに贅言を要しないところである。以下、ハンス・マイヤーの所説の要旨を紹介しつつ、西ドイツの政治学界の状況を覗つてみよう。

二

ドイツ（ここにドイツとは、西ドイツおよび西ベルリンである）では第二次世界大戦以後、政治学が急速に拡張する形勢にある。その発展は、法学、経済学、社会学等の諸学問にたいして、ますます強く自立化を、――それとともに従来、支配的であつた実用的、教育的目的の後退を示しつつ、――実現しつつあり、また同じく独立の講座や、研究所という形での専門化の確立を実現しつつある。このような状況において、政治学の外面的発展とその内的状態を一度対決させてみる必要が生じたと考えられる。すなわち、政治学の新・旧二分野には、学問的世界での市民権の獲得に伴い、いかなる任務と課題が、今日あらたに生起しつつあるかを究明してみる必要があると考えられる。

われわれは当初に、ドイツにおける政治学の外的発展に照明をあててみることにしよう。この面では、ここ数年の間に活潑な、時にはまさに怒濤のような興隆が認められる。

一九五〇年に政治学のための最初の講座が設置されて以来、政治学は今日、一二ないし一八の綜合大学で、更にまた高等学校の半数以上で、独立の学科としての地位を形成してきている。一九五七年一月から一九六二年一月までの期間内に、西ドイツにおけるその講座数は飛躍的に増加しつつある。大学以外の教育高等学校、政治アカデミー、その他の類似の研究所においても、政治学講座が開設され、あるいは設置が計画されているので、全ての大学や高等学校にその専門学科が設置される時も遠からず実現されるであろう。

政治学講座開設のイニシアティーブは、戦後とくに個々の連邦各州や既存の政治学高等学校によつてとられた。ヘッセン、ハンブルク、ベルリン、後にバーデン、ヴュルテンベルクが、この場合に指導的役割を演じた。

政治学講座の必要は、とくに政治的教育を目的としたものであつた。すなわち、危険な全体主義の余震に対して、国民――とくに、青年学徒――を免疫にしようという願いであり、また政治的啓蒙によつて、民主主義的生活形態の安定化に寄与し、西ドイツ連邦共和国がワイマール・デモクラシーの運命にみまわれないようにしようとする努力でもある。また同じ方向において、その後、若干の州――ヘッセン、ハンザ諸都市、ニーダー・ザクセン、シュレスヴィヒ・ホルスタイン、ベルリン、バーデン・ヴュルテンベルク――は、上級学校に社会学ならびに共同体学の講義を導入したが、この措置

は再び大学に政治学を開設する動因ともなつた。たとえ、戦後開設された政治学講座の大多数が、その成立をこのような教育的、啓蒙的考慮によるものではないにせよ、世論と政治的要請のバック・アップがこの学問の学界への普及を容易にしたことは疑う余地かない。戦後新設された講座が、政治学科だけで独立することができず、他の学科と結びつけられていること、――現在なお、西ドイツの政治学講座の四分の一以上は、いわゆる組合せ講座である――はまさにその新しさとさらにまた、最初の講座担当者が、他の学問分野すなわち、歴史学、社会学、公法学、哲学等から、もしくは実際政治やジャーナリズムの分野からきた――というのは、大学における政治学の法則的研究というものは、ワイマールやカイザー帝国時代のドイツには全く存在しなかつたからでもある――という事実によつて説明される。この場合、社会学との結びつきが最も早く行われたが、これは改革者たちの本来の計画に照応するものであつたといえよう。かれらはまさにそれを社会的現実の研究のための序の口とみなしたのである。また歴史的諸部門に対する――政治理念史に対するものであれ、戦後期に特殊な意味をもつようになつた現代史に対するものであれ、社会学史に対するものであれ、――緊密な関係は、ドイツにおける政治学のアカデミックな伝統からしても、そのアクチュアルな意味からしても、充分に意味あるものであつた。政治学が、経済学と社会学の内部で独立の学科としての要求を、苦労したあげく漸く成就したのに対して、法学部門の中では、政治学は――たとえば、公法や国際法との結びつきにおいて――独立の研究に分岐することがなかつた。しかし、この状態も最近になつて漸く法学的政治学講座の設置によつて改変されてきたのである。政治学の専門化と学問的方向性が、このように多様であることは、この学問が、従来どの一定の学部にもなじみうすかつたことの結果である。政治学の講座は、法学部、経済学部にも、また哲学部にもほぼ同様な程度に存在していた。政治学にとつては、その研究の広汎な形成のために全能力を発揮できるような研究所の創設を必要としている。それにもかかわらず、学部所属の多様性という事実や、学問の分科命名の不定性――政治学（Politischer Wissenschaft）という呼称と並んで、ドイツには、Wissenschaftliche Politik とか、Wissenschaft von der Politik とか、Politologie といつた呼称がある――は、連邦共和国における政治学の制度化が、まだ不充分な段階にあることを示している。

現在、西ドイツの政治学の発展の流れにおいて三つの定点が認められる。すなわち、深化された市民形成のために政治学の必要性の確信であり、諸大学の講座の中に政治学の占める範囲の拡大であり、そして、学術局や研究機関での政治学の大規模な発展計画である。このように政治学の将来は恵まれていないわけではない。然し問題なのは、政治学の内的発展とその将来の位置が、各大学内部でなお不安定であることにある。一面において、伝統的諸学科は、頗る不当にも大学への政治学の進出を、ただ政治的行政措置としてのみみようとしないことであり、他面、政治学の側でもまた多くの面で、自己の状況の明確な認識と、以前の政治学の歴史と問題状況の

充分な知識において不足しているのである。その結果は、今日たとえば法学的、国民経済学的、そして部分的には社会学的研究と政治学とは、全体的になんらの結びつきもないまま併存しているということである。ドイツの大学の伝統的体制の中に、政治学はこれまで確固たる位置を示すに至つていないことは疑う余地がない。学問の専門分科においての政治学の立場は、さしあたりまだ不確定のままにとどまつているのである。故に、一般的、方法論的状況にたいする見地からして、政治学は今日「その対象を求める途上」にあるというのが正しいとすれば、ドイツの大学の領域にとつては、そのことは次のように補足されなければならない。ここにおいて政治学は同時にまたその学問的伝統をもとめる途上にある、と。

三

最近、ドイツでは、西欧とくにアングロサクソン諸国と異つて、アカデミックな政治教育の確たる伝統をもたないということがくり返し指摘されている。この見地においては、ドイツの大学における政治学は、疑いもなく新しい学科ではあるが、ある意味では、一つの伝統的な学科でもある。従来、ドイツの大学において、法律学や経済学、そしてまた歴史学や地理学も政治的なるものに対する関係なしでは考えられなかつた。しかし、単独の独立した「政治学」(political science) は、ドイツの大学においては、かつての経済や政治を包括した道徳哲学学科の没落以来、一九世紀にはもはや考えられるべくもなかつた。その点、イギリスやアメリカでは事情が異る。

これらの国では、政治学は今日まで古い道徳哲学学科との関連が拒否されてはいないのである。――「Ethics」というのは、アメリカの重要な政治学雑誌の題名でもある。――そのことは一九世紀初頭のドイツの大学における政治学講義の線を継承しているか、もしくは、無数の政治学化した個別学のデルタへと分岐しているのであり、それらの個別学からは政治学的なるものが「溢れて」くるのである。それ故、政治的なるものの一般的概念と、――ヘルマン・ヘラーの言葉によれば――ドイツにおける「時代的な一般国家学」の欠乏が形づくられるのは、法実証主義の侵入以来、始めて生じたのではなく、初期観念論と歴史学派における政治的なるものの自然法的、目的論的カテゴリーの喪失以後のことなのである。この発展の原因について、ここで詳細にたちいるわけにはいかない。結局は、一八世紀と一九世紀のドイツが、その近代的国家形態を見出すに至つたところの特殊な事情にかかわつている。かつての帝国の革命的に動揺する基盤の上に生じた権力国家の教義は、視線を国家の内部から外部へ、福祉と正義の目的から権力目的へと導き、一八〇一年から二年のヘーゲルの憲法草案（近代ドイツの国家観にとつてのその意義については、F・ローゼンツバイクとH・ヘラーが近年われわれに明らかにしている）において、ドイツはゲッチンゲン公法学の抽象的な「思考国家」と現実の具体的な「権力国家」へと、激しく爆発していつたのである。それにひきつづきヘーゲルの次の言葉が生れる。すなわち、「人は一つの国が一つの国家を形成するかどうかと

いう判断においては、一般的な表現を用いるべきではなく、国家と称せられているところのものに委ねられているところの権力の範囲を考慮におくべきである」、と。これは、ドイツの国家についての理論的思考のライト・モチーフであり一九・二〇世紀において再びとりあげられ、抽象的法治国家の理想主義から、国家の民族的権力の礼拝へとなり、政治的共同体としての国家の中庸なる教義は、それを妨げる術もなかつたのである。

帝国思想の生命力についての疑惑と、ドイツ憲法の内面的新形成への無能力との間にひきさかれながら、一九世紀のドイツ政治思想は、結局において歴史的反省という点においてその安住をみいだしたのである。ただ深化された歴史的自己省察のみが、あのディレンマ――すなわち、帝国の崩壊と中途半端な領邦国家という形で後に残したところのディレンマ――からの脱出口を啓示するように思われたのである。歴史的なものと具体的なものへのこの転換の代価――新しいドイツは、それを中世期的普遍主義の別の遺産として、近代イタリーとともに分かたなければならなかつた――は、あの一般的政治学への断念であつた。その一般的政治学とは、すでにランケが「いわゆる哲学的文典の価値」と問題視し、マックス・ウェーバー、マイネッケ、カール・シュミットなどの近代ドイツ政治学文献において、繰り返し、所与のうちでの、歴史的、社会的「位置規定」に対して、敗北を喫せざるをえなかつたところのものである。それゆえ、ドイツにおいて一つの国家観が絶対に欠けていたことが、政治学の問題のみではなく、この国家観が、――人間の恒常的性質に立脚する「時空的に普遍的な国家論」の要請に従うことからほど遠く――政治と国家からまさにその普遍的性格を奪いとつたこと、それなのであつた。共同生活の良き秩序としての政治的なるものが歴史的、社会学的に相対化されるならば、政治学の研究対象として残るのは結局は政治的行動の形式的技術でしかない。

それゆえ、一九世紀後半の歴史主義における政治理論的衝撃の衰えるにつれて、国法学と一般国家学の所与のものへの形式的、技術的後退――「法律」の形態においてであれ、規範的なものと説明された「権力」事実の形態においてであれ、――が相次いで起つたのは決して不思議ではない。こうして、政治学と法学の自然的中庸から歴史学と社会学の中へむかおうとする国家論的思考のあの独特な要求が生じてくるのである。それはすなわち、ルドルフ・スメンドがマックス・ウェーバーとマイネッケの例において性格づけたところの歩みである。「ここに……一つの実際的・実証的国家理論が発展させられる……すなわち、その内在的目的論が、個体を他律的に自己のうちへ、その手段の魔力のもとに、逃がれえない道義的自己責任へといやおうなくむかわせるところの「経営」としての国家に関する理論なのである。……また自然力と運命としての国家、クラトスとエートスの解き難い二律背反へ流入するところのかの「国家理性」の生の理念に関するような国家論なのである。……いずれも自己のうちに閉ざされ、自己法則的運命の諸力、個体は多少にかかわらず、その諸力に対しては客体として、または犠牲として対置させられる。ここにおいて、理論の懐疑は実践的思考の真にドイツ的

な究極的「Staatsfremdheit」によつて担われる。理論的、実践的「Staatsfremdheit」のこの基盤の上に、ドイツ人の二つの主なる政治的欠陥、すなわち、非政治的な国家断念と同様に非政治的な権力崇拝が、同じ意味で多面的に成長するのである。」とスメンドは指摘する。

ドイツ国家思想の歴史・社会学的伝統はそのカテゴリーにおいて、単にある「時代的、一般国家学」の要求の背景にひきさがるのみではなく、一般にその対象を政治的なるものの外面的権力現象への許しがたい縮少によつて誤る危険のうちにあるという点に、ドイツ国家思想の歴史・社会学的伝統に密着した政治学のあらゆる困難性がある。

たとえば、歴史学においては、homo politicus（純粋に「権力技術者」としての）の「象徴典型的」な一般化の危険は、従来からみられ、また社会学も、社会的・政治的権力の実体的把握から遠ざかつていたにもかかわらず、権力所与性に対する問題提起の狭隘化の危険は、ドイツ政治思想の権力国家的伝統の響きが消えてのちにもなお残り続けていた。

しかも、一九四五年以降、ドイツにおいてあらわれた政治学の文献の中には、国家の槓杆が社会に代置され、権力の英雄化がある種の暴露心理学によつておきかえられたにせよ、国家概念の、「経営」という経済学的カテゴリーへの縮少と、政治学の政治社会学への狭隘化が、いちじるしくあの伝統と結びついていることが、明瞭に示されている。

これと結びついた政治的、理論的な問題提起の拒否は、ただに研究の脱イデオロギー化に寄与しないばかりでなく、逆に正にイデオロギー的に保守化の作用を及ぼすのであり、この点については、戦後あらわれた政治社会学的著述の大部分が教訓に富む実例を与えている。最近ハンス・ペーター・シュワルツ（Hans-Peter Schwarz）が次のように指摘したことは全く妥当している。すなわち、これらの研究のパースペクティーブは、ほとんど全く概念のヘーゲル的理解における「社会」から、「国家」へと移行しており、その逆の場合は稀れである、と。国家生活の中心から、これらの研究は後退している。その論拠は、国家は今日もはや第一級の支配組織ではなく、社会の馴致のための手段にすぎないということにある。

四

こうした状態において、法学と経済学は政治学に一つの歯止めとなるのであろうか。ここからまさに最近の時代において、政治学研究に対する重大な衝撃が発していることにはなんの疑いもない。その状態は、経済諸科学のいわゆる「政治的分科」、農業、交通、商業、社会政策等々の内部において著しい。ここにおいて、相互的結びつきと依存の認識、個々の領域の「内的共存」の認識は、研究をおのずから多面的に、一つの政治学的方向へと導いたのである。そのプロセスは、民主社会における経済的過程が、政治的考慮、要求、責任といかに著しく交錯しているか、という洞察によつてなお一層促進された。そこで法学的、経済学的個別研究は、それらが相

互にからみあう場合、政治学徒にとつては全く興味あるものとなる。何故なら、対象の広汎さと複合性は、一つの個別学による孤立した取扱いを不可能にするからである。

ここにおいて、多くの場合、一九世紀の「総体的国家学」(Gesamte Staatswissenschaft) の問題提起の一つの新生が登場してくる。

それにはオルドー・リベラリスムスの多岐にわたる学派や、――政治的にも理論的にも、全く多岐の前提から出発した――ベッケラートやザーリンやシラーといつた研究者における「政治経済学」の構想を想起すればよい。個別現象の孤立した考察ではなく、可能な政治的秩序に対するその関連を志向したこのような態度の基本的特徴（人は、それをあらゆる留保をおいた上で、「秩序政治的」〔ordnungspolitisch〕と名づけうるであろう）を、フランツ・ベームは数年前に、フライブルグ大学でのある講演で、次のように特徴づけている。

「人間の社会的協働にとつて、多数の秩序可能性が意のままになることが当を得ているならば、――そして、歴史的考察がわれわれに教えるところでは、それは当を得ているのだが――そのとき、この事実状態は学問的にはその時々の可能的秩序の一つとの対決によつてのみ理解され判断されうるということが明らかになる。より合目的的には、人は判断されるべき事実状態を、まずその基盤の上にその助力によつてその事実が生じたところの当該秩序と対決させ、そして次のような問題を提起するであろう。すなわち、その事実が、この秩序と調和し、恐らくはそれを充足し、より活潑なものとするか、それとも、その事実は、その秩序を妨げ、損い、それ故、この秩序の枠内において、秩序破壊的な、革命的な要素として作用するかどうかということである。人が後者の場合を確認するならば、次のような疑問があらわれてくることになろう。すなわち、当該の事実状態は、他の一秩序の枠内において組織画一化的構成要素として働くかどうか、この一つの構成要素は伝来の秩序の諸構成要素と一致せしめうるかどうか、またいかにしてそれは可能であるかどうかといつたようなことである。」

人は、この秩序政治学的問題提起の学問的歴史的位置を、すでに指摘したように、一九世紀の「総体的国家学」の伝統の中に求めなければならないであろう。――その伝統に関して人は、代表的なものとして、ラウ、モール、ローレンツ・フォン・シュタインらの名をあげうるような、そして歴史的には、一八世紀の政治学であるカメラリズムや領邦国家の行政学に帰せられるような、あの伝統の中においてである。ドイツ政治思想史におけるこの伝統の中心的位置に対して、最近C・J・フリードリッヒ (Carl Joachim Friedrich) と、A・ミュラー・アルマック (Alfred Müller-Armack) が、われわれに再び注意を喚起した。政治学の現代的、理論的、歴史的新思考にとつて、それは軽視しえない意味をもつている。領邦国家の行政技術的必要から生じ、精神的には、「Guten Polizey」の伝統を故郷としながら、この理論は、伝統的政治と近代的政治との間のその独自の仲介的位置によつて特徴的である。内在的な「国家から生れた思想」（ミュラー・アルマック）として、それは、まさに一面では自然法的、批判的対立と、国家を超える秩序像において国家を測るこ

とを断念するのであるが、他面、公共生活の個々の分野、――宗教、法、文化、経済――とのかかわりを、そしてまた包括的な行政学および政府学の枠内において、法学と国家学の個々の部門の操作を堅持する。

政治的秩序の資料的理解の断念、個々の「文化領域」の自立性と、それらの間に支配する「内的共存」の強調は、「総体的国家学」の新生の現在の試みを、一九世紀の古い形式と結びつけようとする諸傾向である。「秩序」の概念は、両者の場合、純粋に機能的且つ形式的に用いられる。

一九世紀のドイツの大学における法学と経済学の協働――カメラリズムと「総体的国家学」の伝統から生れた――は、周知のように、バージェスとフランツ・リーバーを通じてアメリカ政治学に強い影響を与えた。ドイツではそれに反して、この伝統は、一九世紀末葉に後退し、法学、経済学、社会学の分裂の増大につれて、次第にその意義を失つていつた。二〇世紀も二〇年代、三〇年代になつてはじめて、新たな活潑化の徴候が確認される。今日、「総体的国家学」は、その近代化した形態において、もはやオルドー・リベラリスムスの枠内にとどまるものではない。

それは複雑な政治現象の分析が、専門限界をとびこえ、孤立してえられた考察の集計が必要とされるようなあらゆるところに姿をみせている。この方法は「Comparative Government」と国際政治の領域において、最大の成果を挙げることを許された。

しかし、西ドイツにおける政治学の状態は、この分野においては、権力分析的、秩序政治学的研究と並んで、政治のより古い哲学的伝統と結びついたところの第三の研究方向がさらに登場してきたということによつて特徴づけられる。狭義の政治的理論的作業を超えながら、ここでは、近々数年のうちに、古い実践哲学を故郷とする「学派」の政治学の改訂のための真剣な努力が企てられてきた。その経過は注目に値する。というのは、ドイツにおける政治学の伝統破壊は、まさにかつての倫理的政治学の領域において著しく行われたからである。倫理的、哲学的政治学の領域において、今日まで存続している問題性は、そのことに対する有力な証拠である。権力と秩序の政治の領域において、アカデミックな伝統の多くの道が、一八・九世紀から二〇世紀へと導いてきたのに対して、古い哲学的政治学はそれに照応する伝統をほとんど完全に欠いていた。「幸福」や「美徳」というその中心概念、良き生活の所与の秩序としての国家に関するその教義は、古い学問体系の僅かに歴史的にのみ興味ある遺物として姿をみせようとした。今日では事情は全く異つている。すでに、一九二〇年代以来、力強く新生した存在論的研究と、多くの面から出発した新カント学派の法哲学と経済哲学に対する批判が、経済的・政治的諸現象への新たな指向を開いたとすれば、今日また、倫理の再建への寄与は、その具体的な経済的・政治的現実関与においてみてとることができる。それと並行して、今日、包括的な哲学的、個別学的努力が傾けられている精神科学的解釈学への無数の研究は、政治学にとつてもますます重要な意義をもつに至つている。人が、哲学的問題への強められた指向において、まさに保

守的気分によつて担われた「国家学の復古」をみたとしても決して誤りではないであろう。むしろ、それは現代の政治的・学問的経験を真剣にとることであり、研究が、権力の単なる分析や、秩序政治の状況の確認を超え出たことを意味している。ドイツ政治学の若い代表者の一人であるウイルヘルム・ヘンニス（Wilhelm Hennis）は、最近このことを次のようにいいあらわしている。

「今日の学問は、伝統化されたシステムの思考補助をかりることなく再び古い問題へと関心を押しすすめた。近代の全体主義的支配形態の経験は、政治の運命的性格をあらゆる人々の眼前に提示した。この経験を単に、『権力』の視点のもとでのみ分析しようとするならば、それは近代の政治的諸経験の表面をなでることでしかないであろう。それらは、政治に関するかつての学問がそこに対象を見出したところのあの包括的な諸関連にみちびくものである。かつての形態における政治的なものの経験は、確かに曇らされはしたが、決して隠蔽されてしまつたのではないところのかつての政治概念の規準に導くのである。」

五

さて、われわれはここにおいて西ドイツにおける政治学の建設と将来の課題のために、上述の状況からいかなる帰結がひきだされるかという問題を提起してみよう。その場合に二重の視点が成り立つのである。一つは科学的・制度的なそれであり、他の一つは一般的・政治的なそれである。

(1) 大学における諸科学の圏内において、政治学の位置を問題とする場合に、現在の政治学は、かつての複数として理解されていた政治学の集合概念を決定的に超え出ているという事実から出発しなければならないであろう。今日それは当然の権利として、独立した学科とみなされることを要求する。

最近数年間において、ドイツ政治学は、あらゆる方向と方法の相違にもかかわらず、自立した研究所経営を伴う自己の専門化への道を徹底してつき進んできた。そして、大学の教授陣における社会学と政治学の分離が増大し、現代史が次第に歴史学科の中へ「連れもどされて」ゆくにつれて、政治学の本来の対象へのこの回帰は、近年一層明瞭な形態をとることが許されるようになつたのである。

それに伴つて勿論新しい問題が登場してくる。すなわち、政治学の対象は本来どこにおいて成立するのであるか。それは、古い政治学の研究対象に対して、いかなる関係に立つのか。そしてそれは大学の諸科目の中でいかなる場所を占めるのであるか。この設問に対する明確な解答が今日までまだ出されていないとするならば、それは単に原理的定式化の困難性によるのみではなく、ドイツにおける政治学の個々の伝統における上述の多面性（ならびに持続性の欠除）に依存しているのである。それは政治学的伝統の欠除というよりは、むしろしばしば全く隔絶した多様な問題提起と、研究方向の多数性への政治学の分裂のうちに存しているのである。今日もまた多様な形態がたちあらわれつつある。すなわち、前述した一九世紀的「総体的国家学」や、政治社会学、哲学的政治学の流れである。

これらに分れているのもまた当然といわねばならない。何故なら、政治学は、政治社会学の中にほとんど組み入れられておらず、それはまた行政学でもなく、あるいは専ら哲学的秩序論でもないからである。故に、政治学の特殊な性格を、一つの「内的共存的な」学科とみあやまらせかねないであろう。

人は政治学の位置を、社会科学の圏内に求めねばならないことは確かであろう。しかし、政治学はこの圏内の内部において全く独立的な課題をもつべきである。それは単に、中立の王国、現実状態の無条件の承認たるものではない。すなわち、政治学は、政治的現実の探究に際して、政治的なるもの（社会生活に相応しい人間の一秩序としての）の意味と目的から出発するからである。

政治学は、政治が「実践理性」の作用範囲に属するにもかかわらず、哲学科に属するものではない。すなわち、「現実」の学と「規範」の学との間の対立は、政治学にたいしては殆んど全く当てはまらない。とはいうもののその特性は、正に次の点にある。政治学は、その探究に際して現実告知的な、ならびに規範的な（すなわち、未来形成を志向する）意図によつて導れるということ。何故ならば、ただしく理解された政治は前提として常に「秩序の療法」（Therapie der Ordnung）――E. Voegelin の用語――を問題とするものであるからである。

政治学を一学部へ限定したり、もしくは、一定の専門科目へ特別に依存（それが、社会学科、歴史学科、またあるいは法律学科や経済学科であれ）させることは、少くとも政治学の行動自由性を制限し、その本来の多音性（polyphonie）を奪つてしまうという危険を内包している。すなわち、排他的な結合は、政治学にとつて必ずしも利益にならないかもしれない。すなわち、政治学が、確立された専門科目の補助学科として位置づけられたならば、必然的に政治学独自の問題提起を等閑視し、もしくはその充分な鋭鋒を以て発展することができないからである。

(2) 第二には次のことが強調されなければならない。西ドイツにとつての政治学の重要性は、連邦共和国に西欧的国家思想の伝統を反省することを命じ、と同時にわれわれの国民的伝統の深刻な挫折に直面して、従来のドイツでほとんど際立つて支配していた政治現象に対する歴史的処理が、今日もはや唯一のものではありえないということである。

いずれにせよ今日も、政治学はその学問的正当性を、他のいかなる学問によつてもとりあげえない特殊な課題の存在からうけとつている。現今の社会的・政党国家の一定の視角が問題となる限り、その特性は法律学者や経済学者が、その現象を法律的側面や経済的側面で定着しようとしても、いずれも同様に処理しえないものなのであり、さらにまた近代の全体主義のような複雑にして困難な現象がとりあげられる場合には、これに対して、法学的、経済学的、もしくは歴史学的、社会学的概念形成もいずれも失敗してしまう運命にあるのである。二〇世紀の政治的なるものは、市民的「法治国家」や自律的なものと考えられてきた経済の堤防をたえずのりこえてきたし、またくりかえしのりこえてゆくこと、さらに一国の政治的状

態は、もはや単純にその成文的に定められた憲法体制から覗い知れるものではないこと。これらの事柄は、個別的な法学や経済学から独立して、近代社会における政治的なるものをその対象にとりあげるところの、「政治学」の任務と課題が存在する根拠でもあり、そして個別科学としての正当性でもある。しかしながら、政治学はその正当性を、実証的個別科学の領域における総括と集積という課題のみからえているのではない。

その本来の問題提起は、単に法学と社会学の範囲にあるのではなく、それはまた垂直的な哲学的ディメンジョンを有するのである。

たとえば、全体主義的体制に伴う政治的諸経験が、法哲学的・国家哲学的問題の方向における新しい方向づけを政治学に強制し、そしてこの問題性は、将来において一層強く前景にあらわれてくることが認められるのである。この状態において、権力現象の外的記述に終始するような一つの学問は、ほとんど役に立たないことはおのずから諒解されるであろう。

そしてその大半が、その政治的・理論的前提を吟味もせずに、過去に逃れようとする傾向のあるとき、それはなお一層無益となるのである。しかし、政治学において今日提起されつつある課題の認識にとつて、例えば、支配のメカニズムを超え出る全体主義が、人間にとつての脅威になりつつあるのかどうか。

あるいは、それが純粋に機能的な分析によつて、技術的現象に狭隘化されるかどうか。というようなことに政治学は無関心ではありえない。また、国家理論・憲法理論が、公共生活の一定の法的規範を単に外面的な所与性とみるか、またはその社会的・倫理的諸次元を明らかにするかどうか。また今日、教会、政党、団体などに帰せられている政治的意義が、憲法国家における共同責任の（少くとも潜在的な）チャンスと理解されるか、あるいは、国家主権の絶対性の侵害とか複数的解体とかと評価されるのであるか、等々といつたような問題にも無関心ではありえない。政治学はザッハリッヒに政治現象に接近してゆくべきである。

六

最後にわれわれは、西ドイツ連邦共和国における政治学研究の主要課題の一つを明らかにしておこう。それは全体主義体制（とくにナチズムにおける）の成立に関しての問題である。勿論、権力分析的考察がここで一つの重要な寄与をなしうることは明らかである。

例えば、一九二八年から三三年のワイマール共和国の諸党派は、各々の事情によつて次第に国政上の行動不能に陥つていつたことが明らかにされている。そしてそれら諸党派が急迫した政治的課題から逃避してしまい、それによつて一つの「権力の真空」が生じ、そしてついにナチスが国家権力の占有に成功したのである。しかし、このナチスの権力把握を指摘するだけで満足はしえない。われわれは、なぜあの諸政党の行動不能が起りえたか、なぜ、ナチスの権力が突然あのように膨張したかを探りたいと考える。これにたいして、秩序政治学的分析では次のような解答をあたえる。すなわち、ワイマール共和国では、平和交渉、賠償問題等によつて国家に課せ

られた課題と、それらの課題を解決すべき、弱体化した多数政党の連立の上にのつた政府の行政能力との間の不一致があつたのであると。その不一致は、経済的危機を一層促進させ、結局は全国家機能を停止させてしまつたのであると。しかし、われわれはこの解答では、全く満足しえない。

というのは、自由主義的法治国家から、社会国家への動向が、二〇世紀の国際的現象であつたことを想起するからである。ルーズベルトのニューディールやレオン・ブルームの人民戦線を、あるいは、一九四五年以後のイギリス労働党の実験を想起するだけで充分である。なぜ、この動向（E・フォルストックの言葉によれば、Staat der „Daseinsvorsorge"）は、ドイツにおいて、西欧諸国におけるように、漸進的改革の経過を辿らなかつたのであろうか、なぜ、それは犯罪的な附随現象を伴いながら、血と野蛮の礼拝というドイツ史の最悪の破局に終るようなことになつてしまつたのであろうか、ここで次のようにいうことはさけられない。すなわち、ナチズムやそのイデオロギーの由来をたずねるばかりではなく、より以上に、この種の運動が権力につくことを可能にした社会状態や、政治秩序の理念や、精神史を探究することである。その場合、しばしば問題視されてきたドイツの政治的伝統の不確実性（Labilität）にぶつかりもしよう。また全体主義的運動にたいして、無力な法実証主義に終始した自然法的伝統の欠除に。

こうした短い指摘だけでも、政治学がその課題と真剣にとりくみ、権力の問題を探究するに当つて、その機能的、秩序政治学的方法のみにたずさわるものではないことが明らかになるであろう。なぜなら全体主義の脅威は、今なお継続しているからである。それにたいして、政治学が現象の背後にたち入り、そしてその表面のみを分析することに満足していないならば、効果的な治癒の手段になることであろう。「悪魔と朝食をともにしようとする者は、長い匙を使わなければならない。」（Wer mit dem Teufel frühstücken will, muß einen langen Löffel haben.）とイギリスの諺はいつている。単に権力政治的、機能的分析のみでは、政治学の「スプーン」は余りにも短かきにすぎるといえるであろう。